

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課：環境事業課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	令和8年度粗大ごみ等の「ふれあい訪問収集」事業
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、粗大ごみ等の戸別収集、手数料の徴収及び保管場所までの運搬といった軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度		担当課：環境事業課	
契約の見通しに関する公表事項		公表日(令和8年3月31日)	
物品又は役務の名称及び数量		まちかど環境美化推進委託	
契約を締結する時期		令和8年4月1日	
契約の相手方の選定基準		本業務は、散乱したごみの収集及び環境巡視の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能であるものに委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高齢者の福祉の増進が図れること。	
契約の相手方の決定方法		地方自治法第234条の規定による随意契約	
その他			
契約の締結状況			
物品又は役務の名称及び数量			
契約を締結した日			
契約の相手方の氏名及び住所			
契約金額			
契約の履行期日又は履行期間			
契約の相手方を決定した理由			
その他			

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課：環境事業課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	新聞・雑誌・段ボールの分別処理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、古紙類の分別・選別の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が障害者にも十分履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課：生活安全課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光駅南口駐輪場環境整備業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、駐輪場環境整備の軽作業である。本業務の実施にあたっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 地域づくり推進課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市地域づくり支援センター管理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、職員不在時におけるセンターの受付業務や施設の点検等の軽作業である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課： 地域づくり推進課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	コミュニティセンター管理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、職員不在時におけるコミュニティセンターの施錠や点検、見回りなどを委託するものであり、比較的軽易な業務である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課： 福祉総務課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市総合福祉センター施設管理業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、光市総合福祉センターの時間外の施設管理である。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能である者に委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 文化・社会教育課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	放課後児童クラブ(サンホーム)支援員支援業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、保育支援の派遣業務である。本業務の実施に当たっては、世代間交流の促進や子育て経験者が適していることに加え、高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合に委託することで、高年齢者の就業の機会を確保することにより、雇用の安定促進に寄与し、高年齢者の福祉の増進が図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度担当課：文化・社会教育課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	伊藤公記念公園清掃業務
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、便所清掃や公園の草引き等の軽作業である。本業務の実施にあたっては、業務内容が障害者にも十分に履行可能なことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設に委託することで、障害者の社会参加の機会が確保されることにより、社会的自立や経済的自立に寄与し、障害者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	

別記様式(第3条関係)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約について、
光市財務規則第110条の2に規定する手続きに基づき次のとおり公表します。

令和8年度

担当課： 文化・社会教育課

契約の見通しに関する公表事項	公表日(令和8年3月31日)
物品又は役務の名称及び数量	光市野外活動センター施設管理業務及び使用料収納事務委託
契約を締結する時期	令和8年4月1日
契約の相手方の選定基準	本業務は、野外活動センターの施設管理や使用料収納事務の比較的軽易なものである。本業務の実施に当たっては、業務内容が高年齢者にも十分履行可能なことから、高年齢等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律68号)第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、かつ、業務が対応可能であるものに委託することで、高年齢者の雇用機会や社会進出を助長することにより、高年齢者の福祉の増進を図れること。
契約の相手方の決定方法	地方自治法第234条の規定による随意契約
その他	
契約の締結状況	
物品又は役務の名称及び数量	
契約を締結した日	
契約の相手方の氏名及び住所	
契約金額	
契約の履行期日又は履行期間	
契約の相手方を決定した理由	
その他	